

保育所の一時保育事業って？

一時保育事業は、保護者の方々が用事などのため一時的にお子さんを預けたい場合に、半日または一日を単位として、0歳～小学校就学前のお子さんをお預かりする制度です。

ご利用には、事前申込みが必要になります。保育所の受け入れの都合もありますので、できる限り早めの申込みをお願いいたします。

Qどんなときに利用できるの？

A保護者の方の用事により、一時的にお子さんの保育が出来ない場合に利用できます。

一例としては・・・

「下の子どもが入院するため、上の子どもを数日預けたい」

「引っ越し作業のため、作業中だけ預けたい」

「パソコン教室など職業訓練のため、通学日だけ預けたい」

「葬祭、法要のため、半日だけ預けたい」

などなど。



Q利用料金は？

Aお子さんの年齢と半日利用、一日利用の別によって異なります。

年齢区分	半日（給食を伴わない、午前のみ 午後のみ利用）	一日（午前から正午をこえて午後 までの利用、給食提供有）
3歳未満児	1,000円	2,000円
3歳以上児	500円	1,000円

Q給食の扱いは？

A一日利用の際には、給食（昼）の提供を受けることができますが、食材の準備などの都合上、利用

日の3日前の午前までに利用申込が必要となります。

利用日の前日の申込など急な場合や、児童に食物アレルギーがある場合などは給食の提供はできませんのでご了承ください。その際には、お弁当を持参ください。

また、給食、お弁当など食事をする時間帯は保育所の「給食時間」帯のみとなります。

詳しくは各保育所にお問い合わせください。

Q年齢区分って？

A年齢は利用申込年度の4月1日時点で何歳か？で判断します。以後、翌年の年度末（3月31日）

まではその年齢区分での利用となります。

Q半日利用と一日利用の区別は？

A基本的に正午の12時をまたいで利用するかどうか、と、食事（給食、お弁当含む）の有無で区別します。

食事を伴わない午前のみ、午後のみ利用は半日利用。午前から正午12時をこえて午後にかけての利用は食事の有無に関わらず一日利用の扱いとなります。

ただし、午前のみ午後のみ利用であっても、食事をとった場合は一日利用の扱いとなります。

Q利用できる日や時間は？

A月～土曜日の午前8時～午後6時までの時間帯の中の利用となります。

日曜日、祝祭日、年末年始の休所日は利用できません。

また、利用希望日の保育所の状況によっては、受入できない場合もあります。

給食の準備や、受け入れ時間、お迎えの時間などの打ち合わせも必要ですので、できる限り早く申込みした方が良いでしょう。

Qどこで実施しているの？

A市内では下記5カ所で実施しています。

実施保育園名	住所	電話番号
稚内富岡保育園	富岡4丁目18番6号	32-2727
オアシス保育園	中央2丁目16番12号	23-6321
もぐもぐ保育園	宝来2丁目8番17号	23-5180
白樺保育所	潮見1丁目1番10号	33-4558
きらきら保育園	緑4丁目5番32号	23-2315

※もぐもぐ保育園は2歳児以上の利用となります。

Q申込方法と利用までの流れは？

A市役所こども課または実施保育所に申込用紙があります。印鑑持参のうえ、お越しください。


→利用決定通知を受ける。


→利用希望日、時間帯など保育所と打ち合わせする。

→利用。

→後日、送付された納入通知書で利用料金を支払う。




 え~っと、あと聞いておきたいことは・・・

 他に何か聞きたいことがありましたら、下記市役所こども課または実施保育所に聞いてみてください。申込用紙は、稚内市役所ホームページの「出産・子育て」のカテゴリの中の「申請・申込様式のダウンロード（こども課）」の中にもありますので、ご利用ください。
その他、子育てについての様々な制度も紹介されています。

稚内市役所ホームページ <http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/>



 以下に利用例をあげますので、参考にしてください。

1. 平成 24 年 3 月 20 日生まれの児童が、平成 27 年 4 月 1 5 日に利用する場合。
→ この児童は平成 27 年 4 月 1 日時点で 3 歳に達しているため年齢区分「3 歳以上児」になります。
 - 1の1 9 時～1 2 時の利用で、食事（給食又はお弁当）無しの場合。
→ 「3 歳以上児」の「半日利用」、利用料金 500 円。
 - 1の2 9 時～1 2 時の利用で、食事（給食又はお弁当）有りの場合。
→ 「3 歳以上児」の「一日利用」、利用料金 1000 円。
 - 1の3 11 時～1 3 時の利用で、食事（給食又はお弁当）不必要と希望した場合。
→ 「3 歳以上児」の「一日利用」、利用料金 1000 円。
 - 1の4 11 時～1 3 時の利用で、食事（給食又はお弁当）有りの場合。
→ 「3 歳以上児」の「一日利用」、利用料金 1000 円。
 - 1の5 12 時～1 6 時の利用、食事（給食又はお弁当）有りの場合。
→ 「3 歳以上児」の「一日利用」、利用料金 1000 円。
 - 1の6 13 時～1 7 時の利用（食事無し）の場合。
→ 「3 歳以上児」の「半日利用」、利用料金 500 円。

2. 平成 25 年 6 月 1 0 日生まれの児童が、平成 27 年 4 月 1 5 日に利用する場合。
→ この児童は平成 27 年 4 月 1 日時点で 3 歳に達していないため年齢区分「3 歳未満児」になります。
 - 2の1 9 時～1 2 時の利用で、食事（給食又はお弁当）無しの場合。
→ 「3 歳未満児」の「半日利用」、利用料金 1000 円。
 - 2の2 9 時～1 2 時の利用で、食事（給食又はお弁当）有りの場合。
→ 「3 歳未満児」の「一日利用」、利用料金 2000 円。
 - 2の3 11 時～1 3 時の利用で、食事（給食又はお弁当）不必要と希望した場合。

→ 「3 歳未満児」の「一日利用」、利用料金 2000 円。

2の4 11 時～1 3 時の利用で、食事（給食又はお弁当）有りの場合。

→ 「3 歳未満児」の「一日利用」、利用料金 2000 円。

2の5 12 時～1 6 時の利用、食事（給食又はお弁当）有りの場合。

→ 「3 歳未満児」の「一日利用」、利用料金 2000 円。

2の6 13 時～1 7 時の利用（食事無し）の場合。

→ 「3 歳未満児」の「半日利用」、利用料金 1000 円。

問合せ先：

〒097-8686

稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所1階

稚内市教育委員会こども課 育成グループ

電話 23-6530

FAX 22-1045